



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 角 川 ホールディングス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 COO 本 間 明 生  
(コード番号 9 4 7 7 東証第一部)  
問 合 せ 先 財 務 統 括 マネジャー 谷 口 常 雄  
(TEL. 0 3 - 3 2 3 8 - 8 7 1 0)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 25 日開催予定の第 52 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社グループの持株会社である当社と多数の事業会社によるグループ一体経営をより明確にするため、当社の商号を「株式会社角川グループホールディングス」と変更するものであります。なお、商号変更にかかる定款変更につきましては、平成 18 年 6 月 25 日開催予定の第 52 回定時株主総会の承認後、平成 18 年 7 月 1 日付をもって変更いたします。
- (2) 電子公告制度を導入し、公告の利便性の向上ならびに費用の節減をはかるため、公告の方法の規定を変更するものであります。また、事故その他不測の事態に備え、予備的公告方法を同時に定めております。
- (3) 当社の持株会社としての統合戦略策定機能ならびに事業会社に対するグループ・ガバナンスの更なる強化をはかるため、取締役の員数を 12 名以内から 14 名以内へと増員するものであります。
- (4) 会社法施行に伴い、以下の変更を行うものであります。
  - ① 当社の定款には、取締役会、監査役および監査役会、ならびに会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされることとなったため、当該規定を新設するものであります。
  - ② 当社の定款には、株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされることとなるため、当該規定を新設するものであります。
  - ③ 単元未満株式の管理の効率化をはかるため、単元未満株式についての権利に関する規定を新設するものであります。
  - ④ 株主総会の招集に際し、インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示することを可能とすることで、株主の皆様の利便性を高めるため、当該規定を新設するものであります。
  - ⑤ 取締役会の機動的、効率的運営をはかるため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定を新設するものであります。
  - ⑥ 社外監査役がその期待される役割を十分発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、当該規定を新設するものであります。

(5) 上記(4)の変更に伴い、文言および条文につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙に記載のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年6月 25 日(日曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年6月 25 日(日曜日)

ただし、商号変更についての定款変更の効力発生日は、平成 18 年7月1日(土曜日)となります。

以 上

【別紙】

(下線部分が変更箇所です)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (商 号) 当社は、株式会社角川ホールディングスと称し、英文では、KADOKAWA HOLDINGS, INC. と表示する。	第 1 条 (商 号) 当社は、株式会社角川 <u>グループ</u> ホールディングスと称し、英文では、KADOKAWA <u>GROUP</u> HOLDINGS, INC. と表示する。
第 2 条 (目 的) (条文省略)	第 2 条 (目 的) (現行どおり)
第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を千代田区に置く。	第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を <u>東京都</u> 千代田区に置く。
(新設)	<u>第 4 条 (機 関)</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、 <u>次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>
<u>第 4 条 (公告の方法)</u> 当社の公告は、 <u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u>	<u>第 5 条 (公告方法)</u> 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<u>第 5 条 (発行する株式の総数)</u> 当社の <u>発行する株式の総数は、100,000,000株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>	<u>第 6 条 (発行可能株式総数)</u> 当社の <u>発行可能株式総数は、100,000,000株とする。</u>
<u>第 6 条 (自己株式の取得)</u> 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>	<u>第 7 条 (自己の株式の取得)</u> 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(新設)	<u>第 8 条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。
<u>第 7 条 (1単元の株式の数)</u> 当社の <u>1単元の株式の数は、100株とする。</u>	<u>第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 ② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第8条 (1 単元に満たない株式に係る株券)  <u>当社は1単元の株式の数に満たない株券(以下、単元未満株式という)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第10条 (単元未満株式についての権利)  <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>  (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>第9条 (単元未満株式の買増し)  当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下、同じ)</u>は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>第11条 (単元未満株式の買増し)  当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となる数の株式を<u>売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第10条 (株式取扱規則)  当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、<u>単元未満株式の買取り及び買増し、株券の交付、株券喪失登録その他株式に関する手続及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第12条 (株式取扱規則)  当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第11条 (名義書換代理人)  当社は<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u>  ② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u>  ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)及び株券喪失登録簿は<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、単元未満株式の買取り及び買増し、株券の交付、株券喪失登録その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせる。</u></p>	<p>第13条 (株主名簿管理人)  当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>  ② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>  ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第12条 (基準日)  <u>定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</u>            ② <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>第13条 (招 集)            当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のつど招集する。</p>	<p>第14条 (招 集)            当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第15条 (定時株主総会の基準日)  <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>第14条 (招集者及び議長)            株主総会は、代表取締役社長が招集し、議長となる。            ② <u>代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>第16条 (招集権者および議長)            株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。            ② <u>代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第15条 (決 議)            株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。            ② <u>商法343条第1項に定める決議の方法は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の3分の2以上にあたる多数で行うこととする。</u></p>	<p>第18条 (決議の方法)            株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。            ② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>第16条 (議決権の代理行使)  <u>当社の株主は、当社の議決権ある他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>第19条 (議決権の代理行使)            株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。            ② <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第17条 (議事録)  <u>株主総会における議事の経過及びその結果は、議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>② <u>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備置き、その謄本を5年間支店に備置くものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第18条 (取締役の員数)      当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p>	<p>第20条 (員 数)      当社の取締役は、<u>14名以内とする。</u></p>
<p>第19条 (取締役の選任)      当社の取締役の選任決議は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>当社の取締役の選任決議については累積投票によらない。</u></p>	<p>第21条 (選任方法)  <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>第20条 (任 期)      取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結に至るまでとする。</u></p>	<p>第22条 (任 期)      取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>第21条 (代表取締役及び役付取締役)      当社は、<u>取締役会の決議により代表取締役数名を選任する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、代表取締役社長1名及び必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役等役付取締役を選任することができる。</u></p>	<p>第23条 (代表取締役および役付取締役)  <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役等役付取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>第22条 (取締役会の権限)  <u>取締役会は、取締役をもって構成し、法令又は定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行に関する事項を決議する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第23条 (取締役会の招集)      取締役会は、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ<u>取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>第24条 (取締役会の招集権者および議長)      取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>② <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前にこれを発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第25条 (取締役会の招集通知)  <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
③ <u>取締役会は、取締役及び監査役全員の同意を得て招集手続を省略することができる。</u>	② <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>第26条 (取締役会の決議の省略)</u> <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u>
<u>第24条 (取締役会の決議)</u> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。</u>	(削除)
<u>第25条 (取締役会の議事録)</u> <u>取締役会における議事の経過及びその結果は、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u> ② <u>取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u>	(削除)
<u>第26条 (取締役の報酬)</u> <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u>	<u>第27条 (報酬等)</u> <u>取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u>
<u>第27条 (取締役会規則)</u> <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規則による。</u>	<u>第28条 (取締役会規則)</u> <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u>
<u>第28条 (社外取締役との責任限定契約)</u> <u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、720万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	<u>第29条 (社外取締役との責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、720万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
<u>第29条 (監査役の数)</u> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	<u>第30条 (員数)</u> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>
<u>第30条 (監査役を選任)</u> <u>当会社の監査役の選任決議は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<u>第31条 (選任方法)</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第31条 (任 期)  <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結に至るまでとする。</u></p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の<u>残存期間と同一とする。</u></p>	<p>第32条 (任 期)  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第32条 (常勤監査役)  <u>当社の監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第33条 (常勤の監査役)  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第33条 (監査役会の招集)  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前にこれを発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役会は、監査役全員の同意を得て招集手続を省略することができる。</u></p>	<p>第34条 (監査役会の招集通知)  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>第34条 (監査役会の決議)  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p>	(削除)
<p>第35条 (監査役会の議事録)  <u>監査役会における議事の経過及びその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>② <u>監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p>	(削除)
<p>第36条 (監査役の報酬)  <u>監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>第35条 (報酬等)  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第37条 (監査役会規則)  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>第36条 (監査役会規則)  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
(新設)	<p>第37条 (社外監査役との責任限定契約)  <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、720万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>第38条 (営業年度及び決算期)  <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする。</u></p>	<p>第38条 (事業年度)  <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>



現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第39条 (利益の配当)  <u>当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>第39条 (剰余金の配当の基準日)  <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>  ② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第40条 (中間配当)  <u>取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは質権者に対し、中間配当として金銭の分配をすることができる。</u></p>	<p>第40条 (中間配当)  <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当することができる。</u></p>
<p>第41条 (配当金等の除斥期間)  <u>利益配当金またはその他の諸交付金が、支払い開始の日から満3か年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</u>  ② <u>前項の諸未払金については利息を付さない。</u></p>	<p>第41条 (配当金の除斥期間等)  <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u>  ② <u>未払の剰余金の配当および中間配当には利息をつけない。</u></p>
<p>第42条 (会計監査人)  <u>当社に会計監査人を1名以上置くものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>